

企物第25号 基幹系システム標準化対応ダウンリカバリサーバー等

機器賃貸借業務 特記仕様書

1. 物品名

基幹系システム標準化対応ダウンリカバリサーバー等機器賃貸借

2. 概要

本特記仕様書は、海津市で使用するダウンリカバリサーバー等機器の賃借及び保守作業等について記載する。

3. 導入業者

物品の納入（売主）は、約定書により日本電子計算株式会社 名古屋支店（以下、「導入業者」という。）が行うものとする。

導入業者：日本電子計算株式会社名古屋支店
公共営業部（担当：戸根木）
TEL（052）951-4303 FAX（052）951-8403

4. 契約方法

契約方法は、リース業者と長期継続契約をする。
海津市・・・物件を使用し、その対価をリース業者に支払う。
リース業者・・・物件を所有し、海津市にリース貸借を行う。
導入業者・・・物件を導入・調整を行う。

5. 賃貸借期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間（60ヶ月）とする。
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

6. 機器等明細

「機器明細書」のとおりとする。

7. 保守

保守については導入業者が行う。保守料はリース貸借に含むものとし、リース会社は「機器明細書」に基づき、年度毎に導入業者に支払う。なお、海津市は保守料を含んだ毎月定額のリース料をリース会社に支払う流れとなる。

8. 支払い

リース料の支払いは毎月払いとし、支払い手続きは海津市会計規則に従うこととする。

9. 貸借期間終了後の取り扱い

リース業者はリース期間満了後、所定の場所に纏められた機器の引き上げを行う。リース料にその回収費用を含むものとする。ただし、ハードディスクのデータ完全消去作業については、費用に含まないものとする。

10. 機器管理

納入する全ての機器に、発注者が指定する管理ラベルを貼付すること。

11. 動産保険

賃貸借契約中の動産保険については、受注者が付保手続きを行い、保険料は受注者の負担とする。

12. その他

本特記仕様書に明記されていない事項は、別途指示または協議事項とする。